

議案第 73 号

第 6 次飯能市総合振興計画基本構想（案）について

第 6 次飯能市総合振興計画基本構想を別紙のとおり定めることについて、飯能市議会基本条例（平成 24 年条例第 18 号）第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

飯能市長 新 井 重 治

別紙

第6次飯能市総合振興計画

基本構想(案)

飯 能 市

飯能市森林文化都市宣言（平成 17 年 4 月 1 日）

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。

人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを楽しみ、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代において、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。

ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。

飯能市平和都市宣言（平成 31 年 3 月 16 日）

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

戦争や核兵器の使用を許さず、また、人々の穏やかな日常を脅かす差別や貧困、環境破壊などをなくすため、世界の国や地域が共に手を携え、平和への歩みを進めていかなければなりません。

本市は、戦争の悲惨さと核兵器の恐ろしさを決して忘れません。

そして、豊かな自然や文化、人々の優しさや思いやりの心を次世代に引き継ぎながら、誰もが笑顔にあふれ幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

ここに、明るい未来を展望し、世界の恒久平和に貢献することを誓い、「平和都市」を宣言します。

ゼロカーボンシティ共同宣言（令和 3 年 2 月 15 日）

～ 2050 年 二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて ～

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行により、世界規模で自然災害が増加しています。今後、さらなる頻発化、激甚化が予想されており、環境に対する社会の意識や関心が高まるなかで、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

2015 年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度に抑える努力を追求すること」とされ、また、2018 年に公表された IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書においては、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

環境省では、こうした目標の達成に向けて、「2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明を呼び掛けています。

このことから、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会では、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5 市の特徴を活かしながら、市域を越え、2050 年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

【目次】

第Ⅰ部 序 論.....	1
第1章 計画の目的と役割.....	2
第2章 計画の構成と期間.....	3
第3章 社会情勢.....	4
第4章 第5次総合振興計画の達成状況と市民意向.....	6
1 統計からみる市の現状.....	6
2 第5次総合振興計画の達成状況.....	8
3 アンケート調査による市民意向.....	11
4 ワークショップによる市民意向.....	15
第5章 これからのまちづくりに求められる視点.....	17
第Ⅱ部 基本構想.....	19
第1章 まちづくりの基本姿勢.....	20
第2章 将来都市像.....	21
第3章 施策の大綱.....	22
第4章 人口の将来展望.....	24
第5章 土地利用構想.....	26
1 土地利用の基本方針.....	26
2 区分別の土地利用の方向.....	28
3 戦略的な土地利用の方向.....	29

第I部 序 論

第1章 計画の目的と役割

飯能市では、平成 28（2016）年度を初年度とする「第 5 次飯能市総合振興計画」に基づき、将来都市像「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」の実現を目指してまちづくりを推進してきました。

これまでの取組を踏まえ、飯能市に関わる全ての人で共有できるこれからのまちづくりの指針として、令和 8（2026）年度からスタートする「第 6 次飯能市総合振興計画」を策定します。

第 6 次飯能市総合振興計画は、本市が策定する全ての計画の最上位計画として位置付けられ、今後 10 年間の本市が目指すまちの将来都市像を示すとともに、まちづくりの基本目標など計画の全体像と方針・方策を明らかにするもので、次の役割を担います。

- 市政の総合的・計画的な行政運営の指針
- 市民や各種団体などの地域活動における共通目標・行動指針
- 国・県・広域圏との調整・連携のための指針

また、本市では、昭和 53（1978）年 11 月 3 日に「飯能市民憲章」を定め、以来この憲章に基づきよりよい飯能市の実現を目指して、市民とともにまちづくりを進めてきました。

市民にとっての普遍的な行動指針である「飯能市民憲章」を踏まえ、第 6 次飯能市総合振興計画における方針・方策を定めていきます。

【飯能市民憲章】

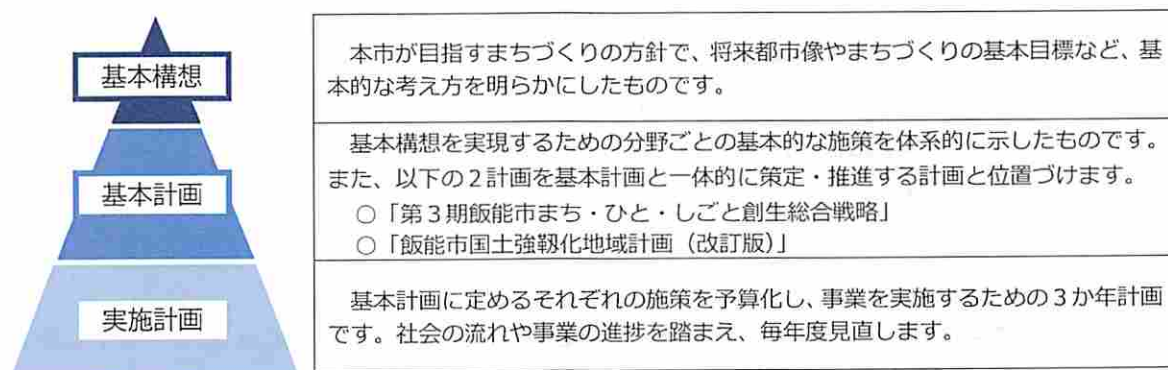
わたしたちは、

- 一、恵まれた自然を愛し、緑と清流に映える、美しい飯能を守ります。
- 一、明るく元気で働き、楽しい家庭をもとに、豊かな飯能を築きます。
- 一、隣人互いに助け合い、思いやりの心をもって、住みよい飯能を創ります。
- 一、進んで社会活動に参加し、健康と教養を高め、伸びゆく飯能を培います。
- 一、若い力を大きく伸ばし、夢と希望をもって、未来の飯能を育てます。

第2章 計画の構成と期間

1 計画の構成

第6次飯能市総合振興計画は、基本構想、基本計画及び別途策定される実施計画の3層構造とし、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるものとします。



2 計画の期間

第6次飯能市総合振興計画及び関連計画の計画期間は、以下のとおりとします。

■計画期間図

構成計画名	年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基本構想		基本構想 令和8年度～令和17年度（10年間）									
基本計画		前期基本計画 令和8年度～令和12年度（5年間）					後期基本計画 令和13年度～令和17年度（5年間）				
まち・ひと・しごと創生総合戦略		第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和8年度～令和12年度（5年間）									
国土強靱化地域計画		国土強靱化地域計画（改訂版） 令和8年度～令和12年度（5年間）									
実施計画		実施計画（3年間）									
			実施計画（3年間）								
				実施計画（3年間）							
					実施計画（3年間）						

第3章 社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は減少局面を迎えており、令和 38（2056）年に 1 億人を下回ると推計されています。国は少子化に歯止めをかけるべく様々な対策を講じていますが、令和 6（2024）年の出生数は 68 万人強にとどまり、統計を取り始めて以来過去最少となっています。

また、「団塊ジュニア世代」が 65 歳を迎え、総人口に占める高齢者の割合が約 35%のピークに達する「2040 年問題」の影響が懸念されています。医療、介護、年金などの社会保障やインフラの維持が困難となるほか、労働力不足から経済が縮小するなどの問題が出てくると予想されています。

(2) 地球環境への取組

地球温暖化対策として、令和 2（2020）年 10 月、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、国では中期目標として、令和 12（2030）年度の温室効果ガスの排出量を平成 25（2013）年度の水準から 46%削減することを目標として定めました。

カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に向けた取組が進められています。

(3) SDGs への取組

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標である SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）への取組が世界で進んでいます。

SDGs は持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国も積極的に取り組んでいます。

(4) 国土強靱化に向けた取組

近年、大規模な自然災害が発生することが増える中、大規模災害から国民の生命や財産を守る国づくりを進めるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成 25（2013）年 12 月 11 日から施行されています。

大規模自然災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を平時から構築していくことが目指されています。

(5) デジタル化の進展

ICT の進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方や産業構造が急速に変化する時代（Society5.0）が到来する中、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現が目指されています。

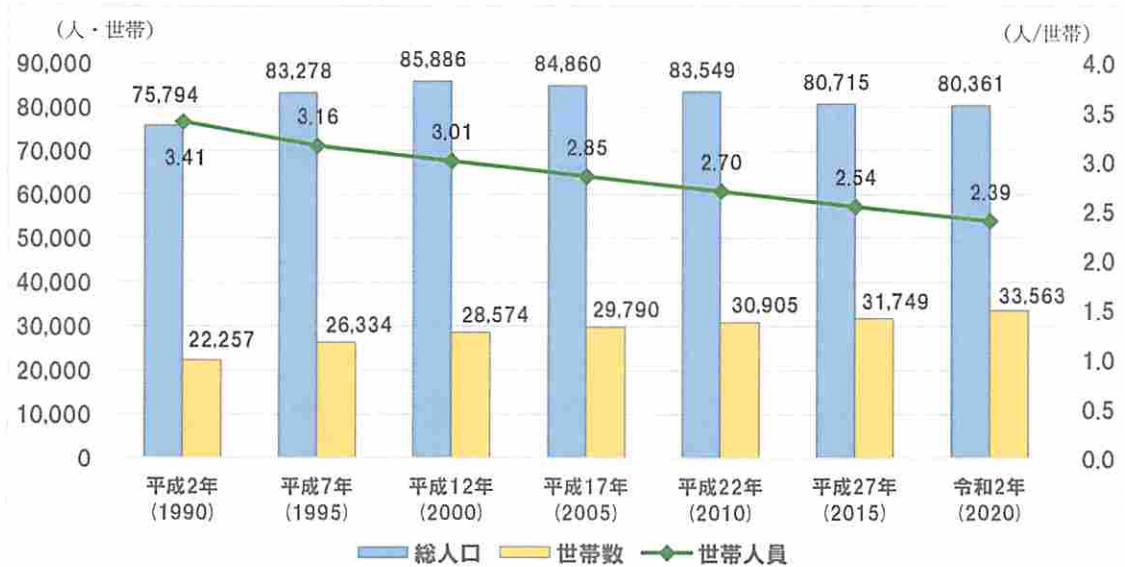
このため、国では全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」という旗の下、急激な人口減少社会に対応するため、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図るなど、地域の個性を生かしながらデジタルの力による地方創生の取組の加速化・深化が進められています。

第4章 第5次総合振興計画の達成状況と市民意向

1 統計からみる市の現状

(1)人口・世帯の推移

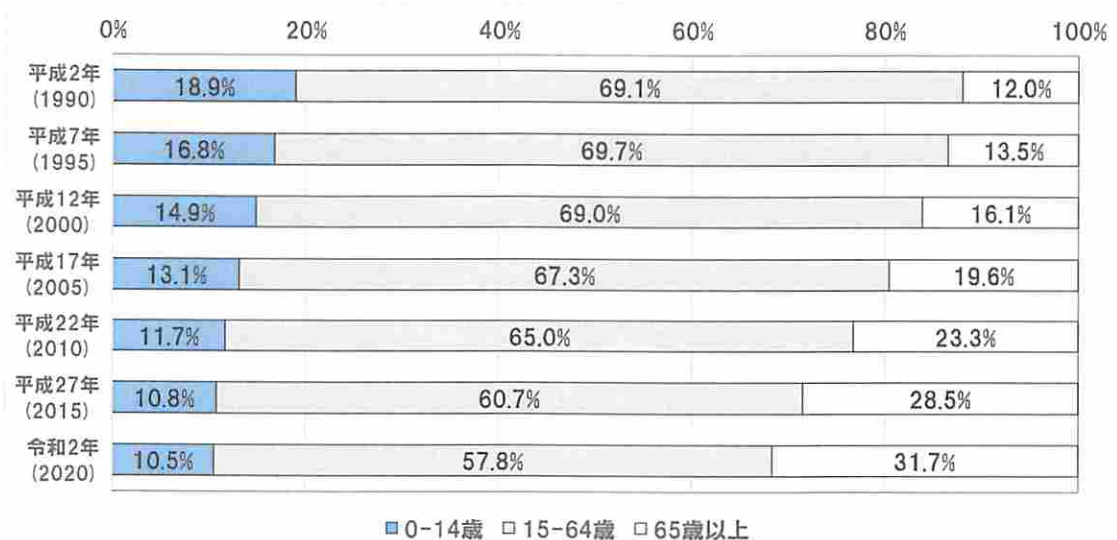
総人口は令和2（2020）年の国勢調査時点で80,361人となっています。推移を見ると平成12（2000）年までは増加が続き、その後は緩やかに減少傾向へ転換しています。世帯数は核家族化等の影響により増加傾向で、1世帯当たりの人員は減少しています。



資料:国勢調査

(2)年齢構成の推移

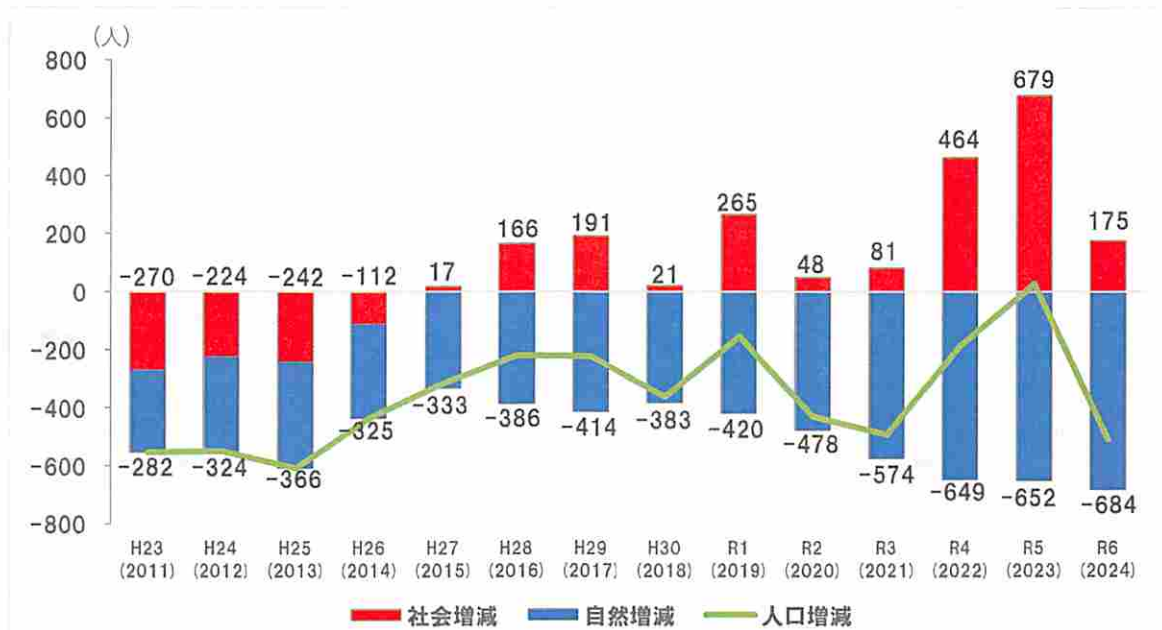
年齢3区分の構成比の30年間の変化を見ると、年少人口（0歳から14歳まで）と生産年齢人口（15歳から64歳まで）の割合が大きく減り、老年人口（65歳以上）の割合は12%から30%超へと2.5倍以上に増加しています。



資料:国勢調査

(3)人口の自然動態及び社会動態の推移

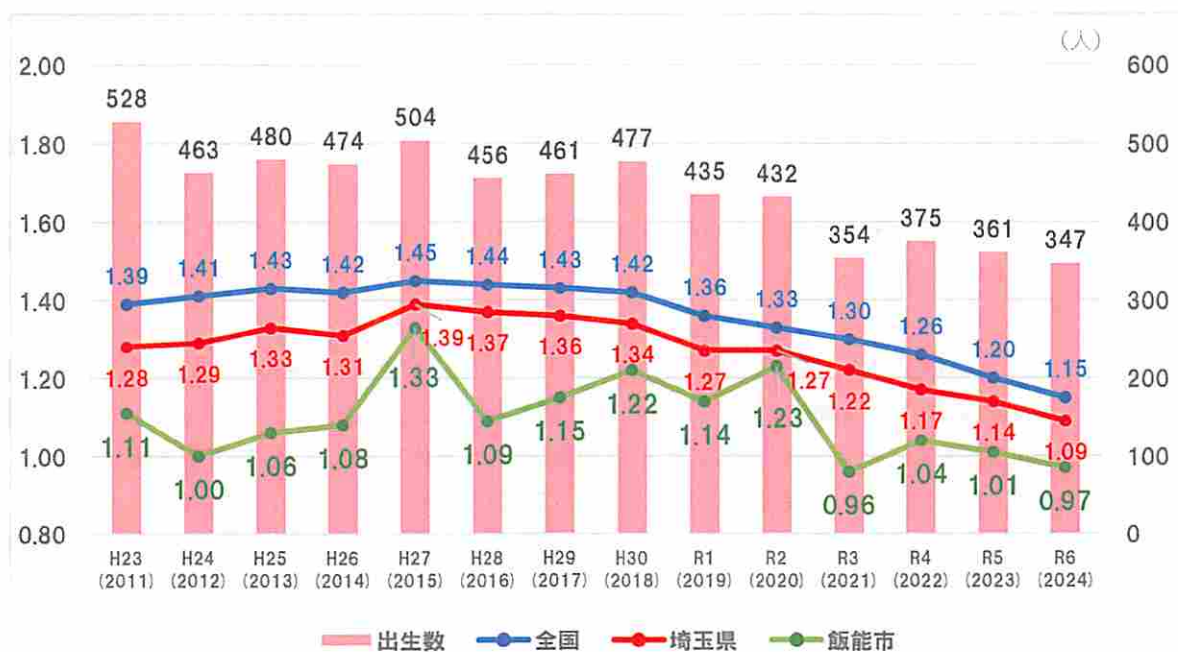
自然動態は死亡数が出生数を上回っていることから自然減の状況が続いています。社会動態は平成 27（2015）年から社会増に転じており、特に令和 5（2023）年には社会増が自然減を上回り、27 人の人口増加となりました。



資料:住民基本台帳

(4)合計特殊出生率と出生数の推移

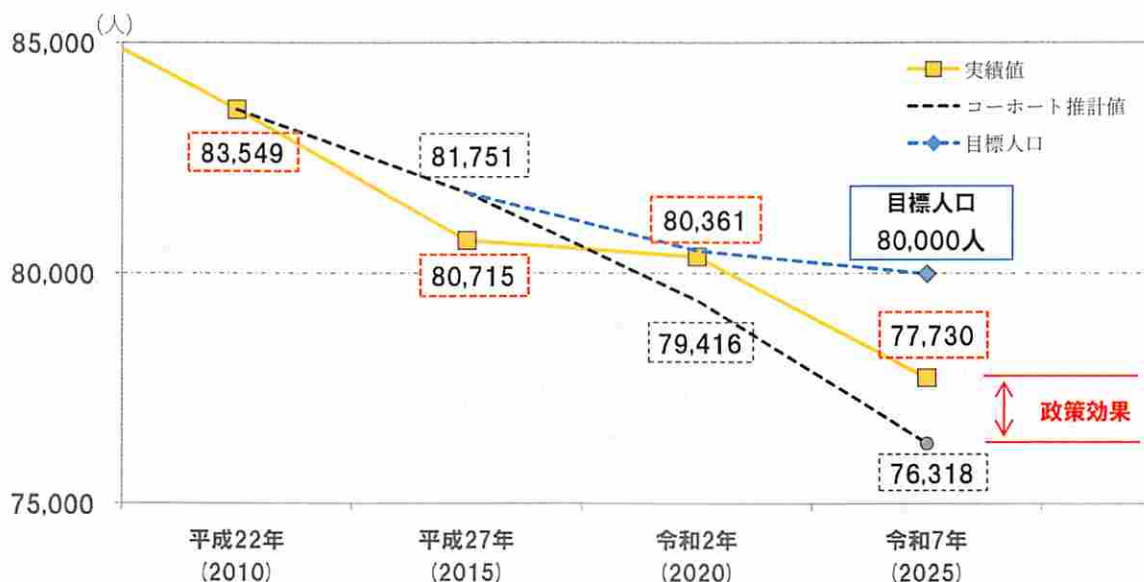
合計特殊出生率は全国、埼玉県よりも低い状況が続いており、令和 6（2024）年は 0.97 となっています。出生数も減少傾向にあり、近年の年間出生数は 300 人台となっています。



資料:埼玉県保健統計年報 統計資料

2 第5次総合振興計画の達成状況

(1) 目標人口



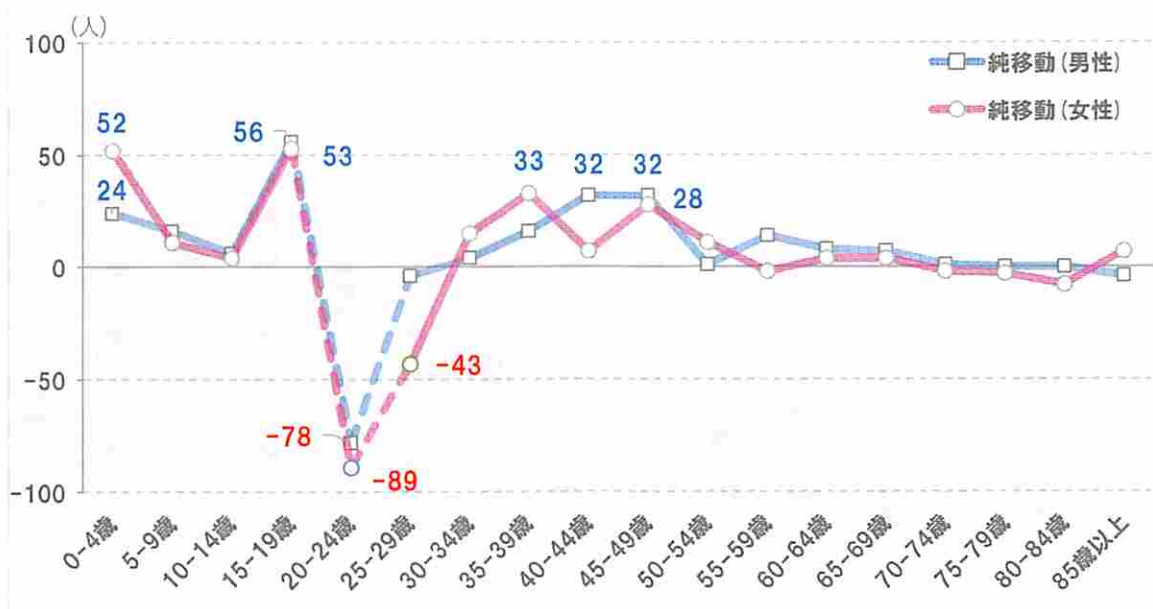
※実績値のうち平成22(2010)年から令和2(2020)年までは国勢調査に基づく人口、令和7(2025)年は同年4月1日現在の住民基本台帳人口

第5次総合振興計画では、計画の最終年度に当たる令和7(2025)年度の目標人口を80,000人と設定しました。住民基本台帳に基づく本市の人口は、令和7(2025)年4月1日現在で77,730人となり、目標人口を達成することはできませんでしたが、計画策定当初のコーホート推計値(グラフの黒点線)を大きく上回っています。人口の社会動態を見ると、平成27(2015)年から社会増に転じて、以降10年連続で社会増となっており、人口減少を抑制する大きな要因となっています(前頁(3))。社会増減の内訳を見ると、大学進学等による10代後半や子育て世代の30代及び40代とそれに付随する0歳から4歳までの年代等で転入超過の傾向が見られ、若い世代の転入者を増やすことができています(図1)。また、移動元や移動先の傾向としては近隣市間の移動が多く、転出入の差は比較的均衡しています。社会増の要因としては、県外(うち約4割が東京都)からの転入超過によるものが大きくなっています(図2)。

一方で、就職等による20代の転出者が多い傾向は従来から変わらず、また、自然動態を見ると、少子化・高齢化の影響により自然減が年々大きくなっています。高齢者の死亡数を大幅に減らすことや、多様な生き方が尊重される現代にあって出生数を大幅に伸ばすことは難しく、今後も人口減少の主要因となることが想定されます。

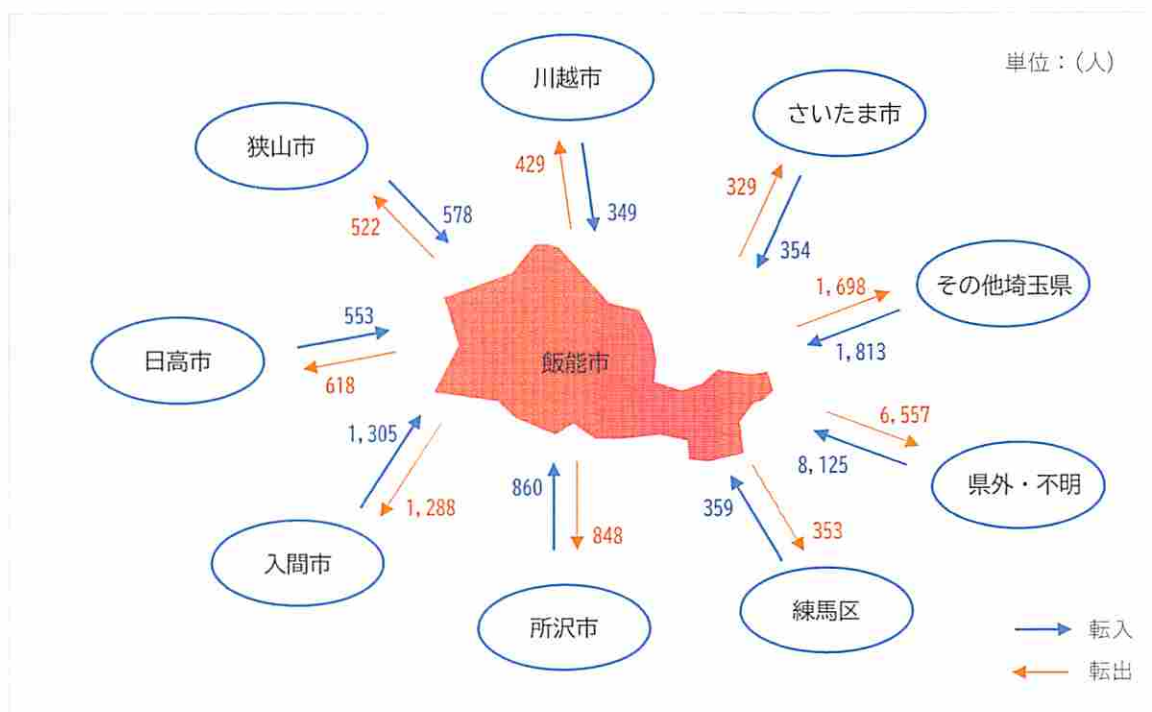
人口減少を抑制していくためには、引き続き本市からの転出者を減らし、転入者を増やす政策の展開が必要です。

図1 「5 歳階級別の転出入の動向(令和 6(2024)年中の移動)」



資料:住民基本台帳

図2 「転出入先の動向(令和 2(2020)年～令和 6(2024)年の 5 年間の累計)」

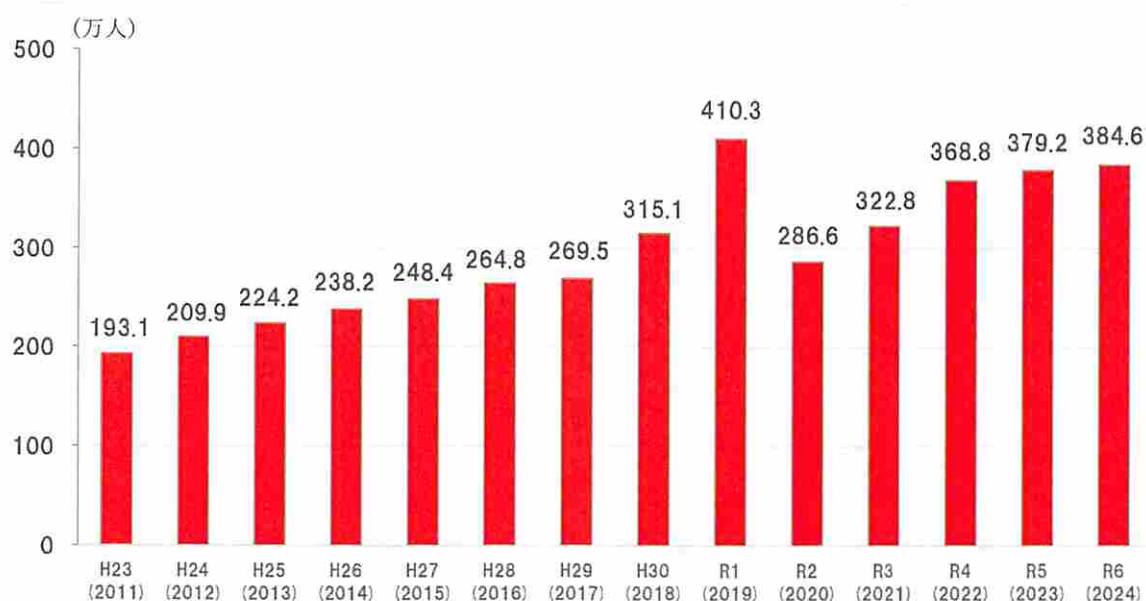


※1 移動（転入又は転出）の5年間の累計が300人を超える7市区を表示

※2 「県外・不明」には「練馬区」の人数は除く。

資料:住民基本台帳

(2)交流人口



資料: 観光・エコツーリズム課

第5次総合振興計画では、水と緑を最大限に生かした交流戦略の刷新を図り、年間480万人の交流人口（観光入込客延べ人数）を目標にしました。魅力的なコンテンツの整備や積極的・広域的な発信等に取り組んだほか、平成30（2018）年11月にオープンした「メッツアビレッジ」、平成31（2019）年3月にグランドオープンした「ムーミンバレーパーク」の集客効果等により、令和元（2019）年には410万人の交流人口を記録しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で一時大幅に落ち込みましたが、「ノーラ名栗」、「OH!!!」などの交流を活性化させる拠点のオープン等により、再び交流人口が増加傾向にあります。目標としていた交流人口480万人は達成できませんでしたが、計画策定当初と比較すると、本市を訪れる人は大幅に増加しています。

こうした流れを断ち切ることなく、今後も交流人口の拡大を図るとともに、人の流れをまちの元気や活力につなげ、好循環を創り出していくことが必要です。

3 アンケート調査による市民意向

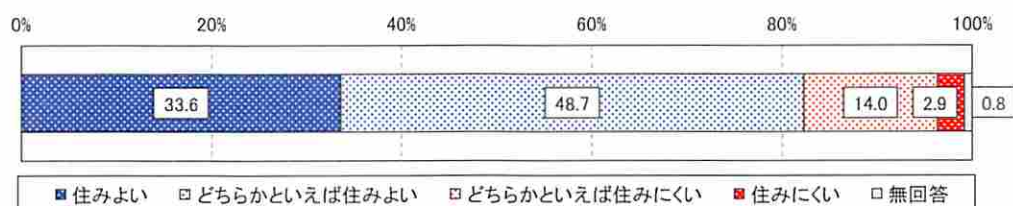
(1)調査の目的

「第6次飯能市総合振興計画」策定の基礎資料として活用することを目的として、令和6（2024）年7月から8月までにかけて、無作為に抽出した18歳以上の飯能市民2,000人を対象に実施しました（有効回収数735件、回収率36.8%）。

(2)調査結果の概要

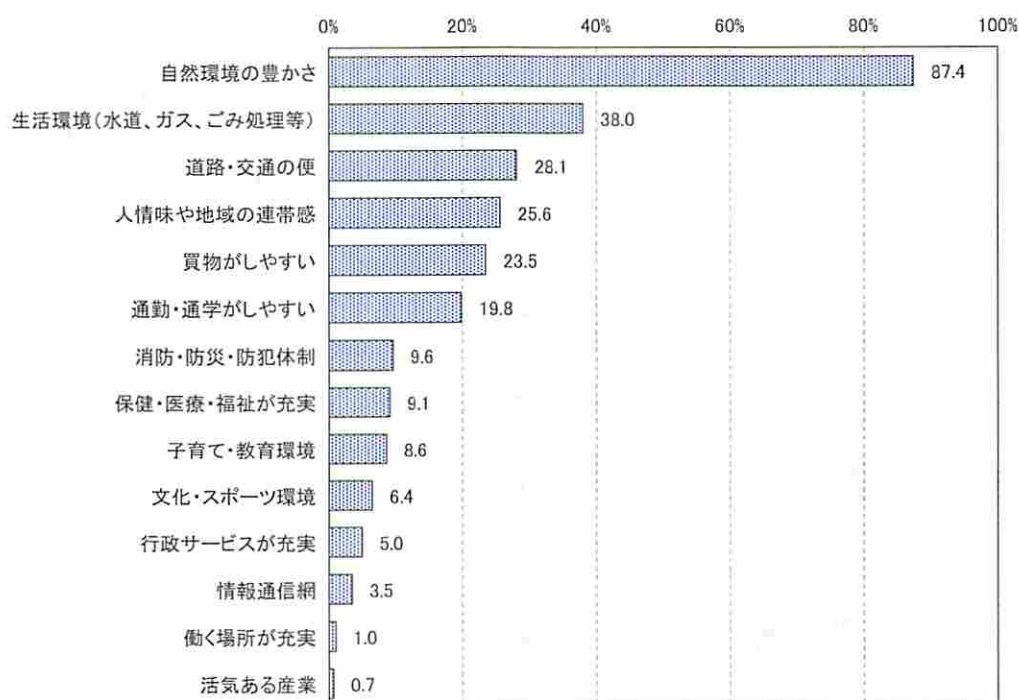
①住みよさ

飯能市の住みよさについて、「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた“住みよい”は82.3%となっており、回答者の8割超が住みよいと回答しています。



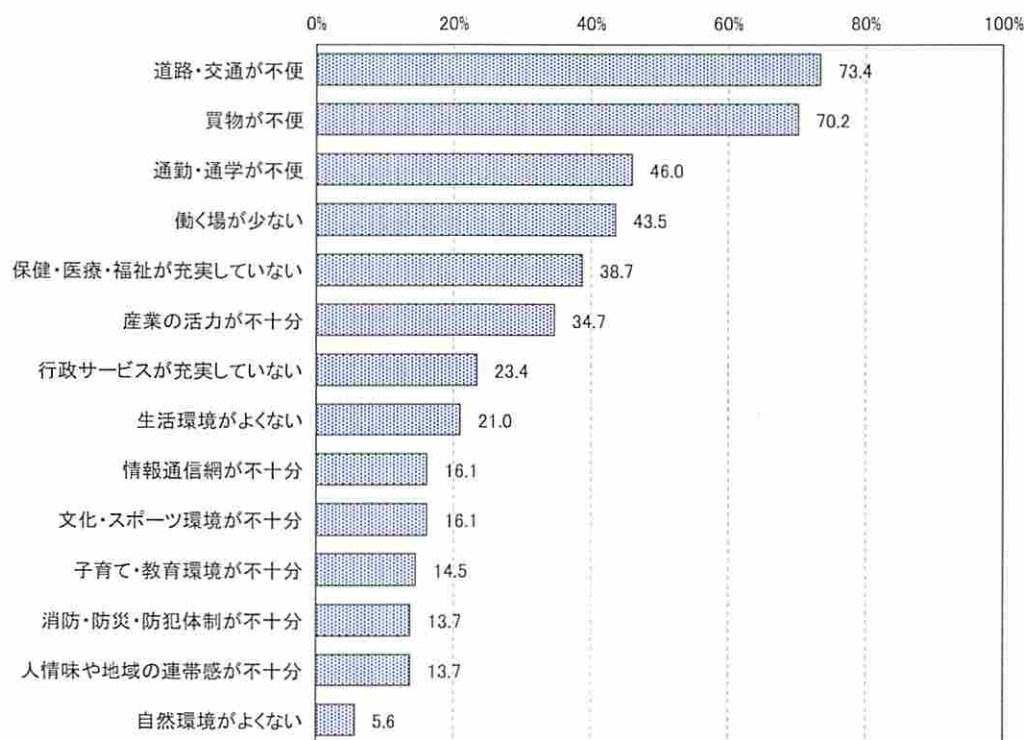
②住みよい理由

飯能市のどのようなところに住みよさを感じるかについて、「自然環境の豊かさ」への回答割合が最も高く87.4%となっており、次いで、「生活環境（水道、ガス、ごみ処理等）」が38.0%、「道路・交通の便」が28.1%、「人情味や地域の連帯感」が25.6%、「買物がしやすい」が23.5%と続いています。



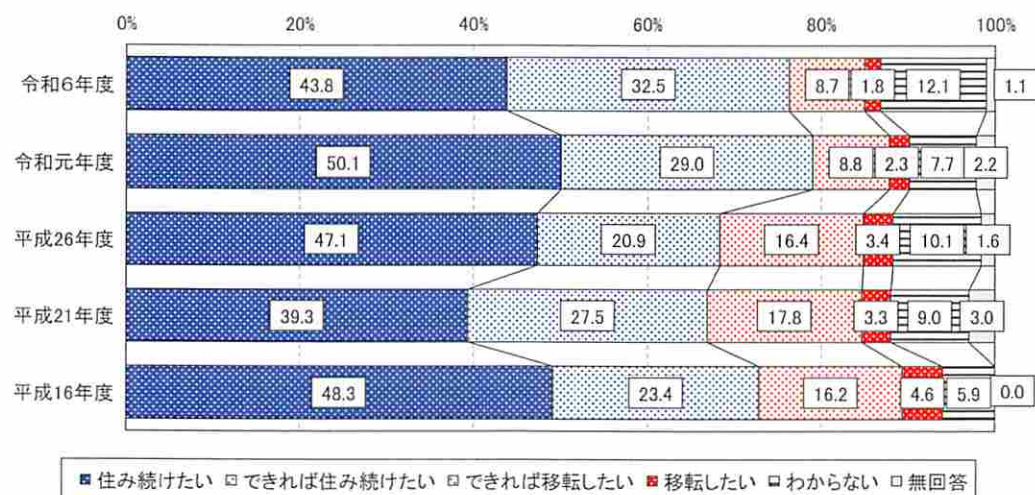
③住みにくさの理由

飯能市のどのようなところに住みにくさを感じるかについて、「道路・交通が不便」への回答割合が最も高く 73.4%となっており、次いで、「買物が不便」が 70.2%、「通勤・通学が不便」が 46.0%、「働く場が少ない」が 43.5%、「保健・医療・福祉が充実していない」が 38.7%、「産業の活力が不十分」が 34.7%と続いています。



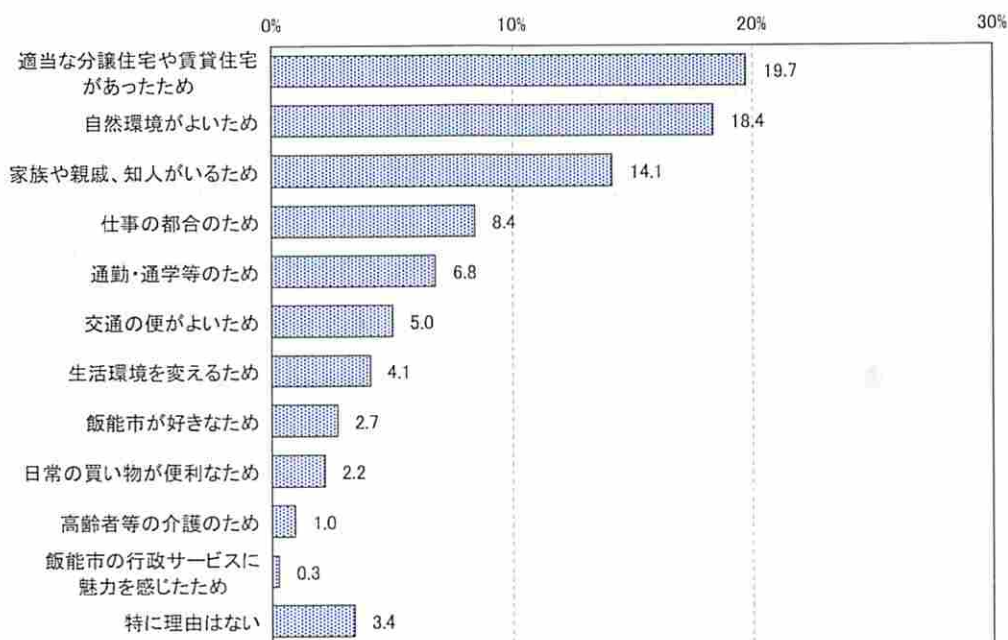
④居住意向

飯能市での今後の居住意向について、「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”は 76.3%となっており、5 年前よりも 2.8%減少しているものの、10 年前よりも 8.3%上昇しています。また、「できれば移転したい」と「移転したい」を合わせた“移転したい”は 10.5%となっており、近年では最も低い結果となっています。



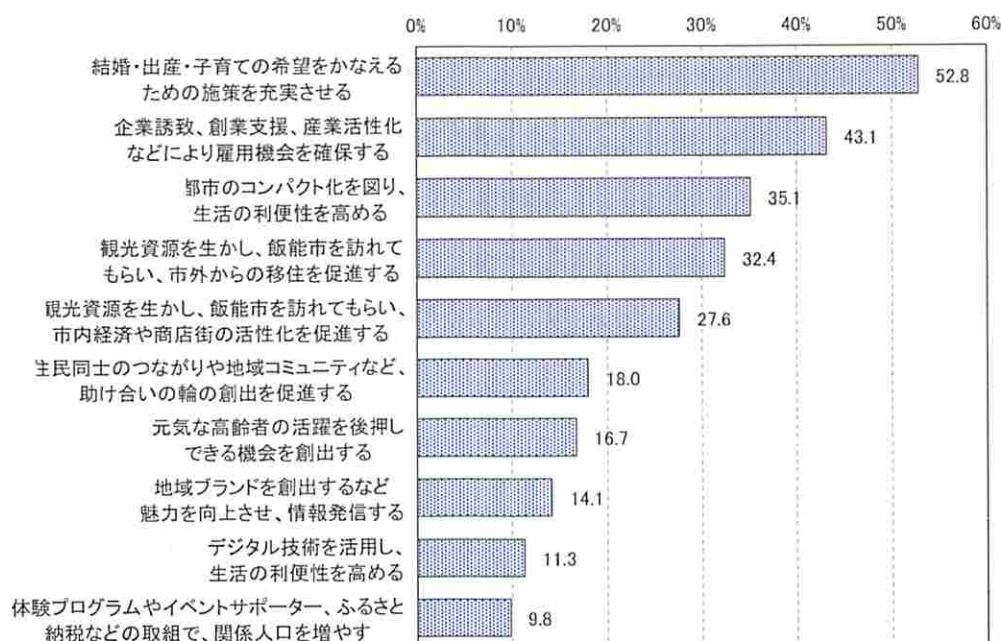
⑤飯能市への転入理由

飯能市への転入の理由について、「適当な分譲住宅や賃貸住宅があったため」への回答割合が最も高く、19.7%となっており、次いで、「自然環境がよいため」が18.4%、「家族や親戚、知人がいるため」が14.1%、「仕事の都合のため」が8.4%と続いています。



⑥持続的なまちづくりを進めるために必要なこと

「結婚・出産・子育ての希望をかなえるための施策を充実させる」、「企業誘致、創業支援、産業活性化などにより雇用機会を確保する」、「都市のコンパクト化を図り、生活の利便性を高める」、「観光資源を生かし、飯能市を訪れてもらい、市外からの移住を促進する」等の回答が選ばれています。



⑦施策の満足度と今後の重要度(平成 26 年調査結果との比較)

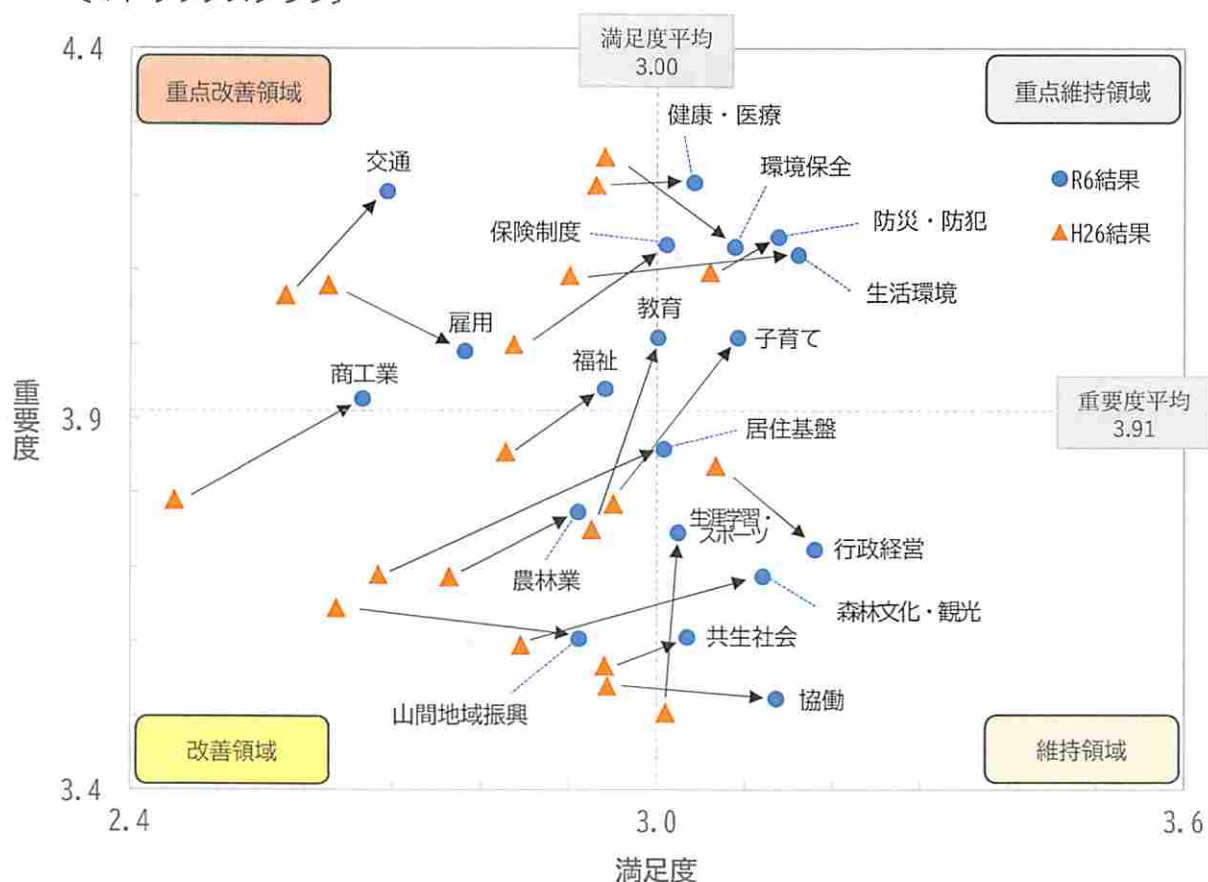
第 5 次飯能市総合振興計画で設定した、まちづくりの各基本施策(19 施策)における「満足度」及び「重要度」の結果を、平成 26 年に実施した調査結果と比較したところ、全ての施策において「満足度」が向上しています。とりわけ、「居住基盤」、「森林文化・観光」、「山間地域振興」の満足度が高められたという結果となっています。

また、「重要度」については、「教育」、「生涯学習・スポーツ」、「子育て」の重要度が特に高まっていることがうかがえます。

※マトリックスグラフで分類する 4 つの領域は、下表のように位置付けられます。

重点維持領域	満足度も重要度も相対的に高い領域。今後も現状以上の水準を保つ必要がある項目
維持領域	満足度は高いが、重要度は低い領域。今後も現状と同程度の水準を保つ必要がある項目
重点改善領域	満足度は低いが、重要度は高い領域。今後重点的に対策を行う必要のある項目
改善領域	満足度も重要度も相対的に低い領域。優先度としては重点改善領域に劣るが、今後対策を行う必要のある項目

〔マトリックスグラフ〕



(満足度について「満足」・「やや満足」・「どちらともいえない」・「やや不満」・「不満」の回答各 1 件につき、それぞれ 5 点・4 点・3 点・2 点・1 点とし、これらを総件数で割った平均点数を算出。重要性について「重要」・「やや重要」・「どちらともいえない」・「あまり重要ではない」・「重要ではない」の回答各 1 件につき、それぞれ 5 点・4 点・3 点・2 点・1 点とし、これらを総件数で割った平均点数を算出)

4 ワークショップによる市民意向

(1)ワークショップの概要

市民（公募市民・市内の活動団体）及び市職員の計 30 人が参加し、飯能市の目指す姿（将来都市像）について検討するため、全 3 回にわたり実施しました。

(2)グループごとに検討した目指す姿

Aグループ

どのような状態になってもらいたい	飯能市の目指す姿（将来都市像）
①自然をみんなで守れるまち飯能	 自然と文化と活気にあふれる 住みたい住み続けたいまち 飯能
②みんなに届けたい自慢したい魅力があるまち 飯能	
③コミュニティの維持 住む人来る人も元気になるまち飯能	
④住みたい住み続けたいまち飯能	

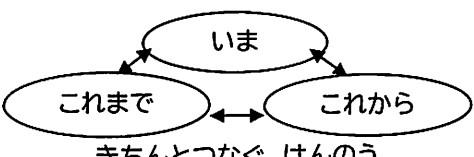
- 飯能の魅力を知る機会を増やすことで多くの人を訪れ、住む人来る人がお互いを尊重することで自然やコミュニティを守り、住んでいる人の誇りを高めることで、活気あふれる、住み続けたいまちを目指します。

Bグループ

どのような状態になってもらいたい	飯能市の目指す姿（将来都市像）
①お互いが支え合う街 飯能市	 発酵からつながる 国彩交流都市 はんのう
②人と人が繋がる街 飯能市	
③住みたい住み続けたい街 飯能市	

- 誰もが支え合い、誰もがつながることによって、新たなつながりを芽生えさせ（発酵）、より多くの交流の機会が生み出される彩り豊かなまちを目指します。

Cグループ

どのような状態になってもらいたい	飯能市の目指す姿（将来都市像）
①環境資源を循環利用する 飯能市	 きちんとつなぐ はんのう
②多様な方法で文化を語り継ぐ 飯能市	
③世界にはばたく教育像のある 飯能市	

- これまで培ってきた優れた文化や教育を大切に、これからも未来につなげる取組を進めるとともに、飯能の人と歴史と文化を発信することで飯能へのシビックプライドを感じられるまちを目指します。

Dグループ

どのような状態になってもらいたい		飯能市の目指す姿（将来都市像）
①「稼ぐ、消費する、育児する」が 完結するまち 飯能		子どもを木と水とともに 育む 飯能
②自然の価値を活かしきるまち 飯能		
③来て見て感じて泊まりたくなるまち 飯能		

- 飯能の自然環境を貴重な資源とし、その価値を生かした取組により、子育て世代を呼び込むことで、市内で生活が循環する、子どもを大切にすまちを目指します。

Eグループ

どのような状態になってもらいたい		飯能市の目指す姿（将来都市像）
①北欧文化を 身近に感じられる 飯能市		あんしん かいてき ちょうどいい 緑でうるおう 飯能市
②豊かな自然から 富を生み出す街 飯能市		
③来やすい 巡りやすい 乗りやすい 飯能市		
④住み続けて あんしん かいてき ちょうどいい		

- 自然の恵みを五感で感じ、ほかにはない北欧文化に触れる機会を増やすとともに、豊かな自然を市内の経済に活用し、安心して快適な生活環境のあるまちを目指します。

第5章 これからのまちづくりに求められる視点

本市を取り巻く社会情勢や本市の現状、市民意向等を踏まえ、これからのまちづくりに求められる視点を次のとおり整理します。

(1) 賑わいや活力の創出

人口減少に伴う地域経済の縮小や賑わいの衰退を防ぎ、まちの活力を維持・発展させていくためには、移住・定住施策や交流人口の拡大等に加え、関係人口の創出や地域経済活動の担い手の参画を促進していくことが求められます。より多くの人々が自然に恵まれた、歴史・文化が薫る本市を舞台に活動し、それらの活動が一層の付加価値を持った地域資源となつて、住む人や訪れる人など多くの人々をひきつけるような、市内で経済が循環する活力と賑わいのあるまちづくりを進めていくことが求められます。

(2) 人口減少と少子高齢化への対応

急激な人口減少を抑制するためには、本市がこれまで取り組んできた妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実、特色ある教育の推進など、若い世代が安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを引き続き進めるとともに、都市部から本市への移住等による人の流れを強化することが求められます。

また、高齢化や長寿命化に伴う保健医療・福祉サービスの需要増に対応するべく、高齢者が健康で、地域で安心して暮らし、活躍できる地域社会をつくることが求められます。

(3) こども・若者への施策

次代の社会を担う存在であるこども・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、こども・若者の周囲にいる大人たちが積極的に関わり、地域全体で支えていくことが重要です。そして、本市で育ったこども・若者が本市に愛着を持ち、就学や就職などで転出したとしても、将来は飯能市に戻ってきたい、ふるさとである飯能市と関わり続けたいと思えるようなまちを目指すことが求められます。

(4) 災害に強いまちづくり

大規模自然災害や気候変動に伴う災害などから市民を守るため、都市基盤の強靱化を進めるとともに、市民の誰もが災害に対する意識を常に持ち、防災をきっかけとした地域コミュニティへの関わりや、自助・共助の体制の構築が進められるよう取り組むことが求められます。

(5) 地球環境に配慮したまちづくり

地球温暖化対策として、近隣市との連携による「ゼロカーボンシティ」共同宣言（令和3（2021）年2月宣言）に基づき、豊かな森林の保全と活用を進めるとともに、市民一人一人が省エネ・省資源など環境に配慮した生活を意識するなど、脱炭素に向けた取組を進めていく必要があります。また、持続可能な社会を実現するためのSDGsの視点を踏まえた継続的な取組が求められます。

(6) デジタル社会への対応

人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足を補うため、デジタル技術による合理化、省力化、効率化を進め、利便性の高い市民サービスを提供していく必要があります。また、デジタルに不慣れな人を取り残さないようにするための取組も併せて進めることが求められます。

(7) 協働でともに進めるまちづくり

人口減少やコミュニティの希薄化、行政需要の多様化・高度化に対応していくため、市民のまちづくりへの理解や参画を進めていくとともに、市民や地域団体、NPO団体、民間企業など、多様な主体と行政とが連携・協働するまちづくりを更に進めていくことが求められます。

(8) 持続可能な都市経営

人口減少・少子高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障関係経費の増大、市民のライフスタイルの多様化、地方分権の進展など、激しい社会経済情勢の変化、多様化・高度化する行政需要に対応していくため、中長期的な視点を持ち、計画的、機動的、効率的かつ柔軟な行財政運営を続けていくことが求められます。

第Ⅱ部 基本構想

第1章 まちづくりの基本姿勢

本市のこれからの10年間のまちづくりに当たって大切にすべき基本姿勢として、次の3つを掲げます。

(1) 人口減少を克服する

人口減少・少子高齢化の進行に伴う諸課題に対応するため、本市に暮らす人々の地域への誇りや愛着の醸成につながる施策や、結婚や子どもを持つことを希望する若者がその希望を実現でき、安心して子育てができるような社会環境づくりを積極的に進めます。併せて、あらゆる人が健やかに暮らすことができ、社会参加や生涯現役の活躍ができるようなまちづくりを進めます。

また、まちの活力を維持・発展させていくため、移住・定住施策や交流人口の拡大等に加え、関係人口の創出や地域経済活動の担い手の参画の促進等によりまちの魅力を高め、更に多くの人々をひきつけ、市内で経済が循環する活力と賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

(2) 豊かな自然の価値を未来に継承する

都心からも身近な自然環境や、それらと都市機能とが調和するまち（森林文化都市）の創造を本市に暮らす人々の共通の価値観として育み、次世代に引き継ぐため、自然環境の保全と利活用、自然資源を生かした魅力の創出や交流の促進など、人と自然が共存・共生するまちづくりを進めます。

また、自然災害のリスクや地球温暖化をはじめとする環境問題に対して、森林資源の循環利用や針広混交林化を進め、森林環境の持つ公益的機能を発揮させるなどの確に対応し、将来の世代にわたって安全で、豊かに暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

(3) 未来を見据えた持続可能な仕組みをつくる

本市の財政状況の見通しが厳しい状況にあっても、市民の暮らしを守り、将来にわたって必要な行政サービスを安定的に提供し続けるため、財源や人材、施設等の限られた経営資源を有効活用するとともに、積極的な情報共有により透明性を高め、持続可能な行財政運営を確立していきます。

施策・事業の推進に当たっては、財源や人材を重点的に投入する「選択と集中」とともに、課題の解決・改善につながり効果を上げる「実効性の確保」を重視していきます。

また、市民サービスの向上と行政コストの削減に向けて、デジタル化を推進しながら、業務の効率化や職員・組織体制の見直し、施設総量の最適化などに取り組みます。

併せて、行政、市民、団体、事業者等の多様な主体が、あらゆる分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で連携・協働するとともに、市政や地域づくりに参画できる仕組みづくりを進め、地域の多様な力を生かしたまちづくりに取り組みます。

第2章 将来都市像

まちづくりの基本姿勢に基づき、これからの10年間で本市が目指すまちの将来像を次のとおり掲げます。

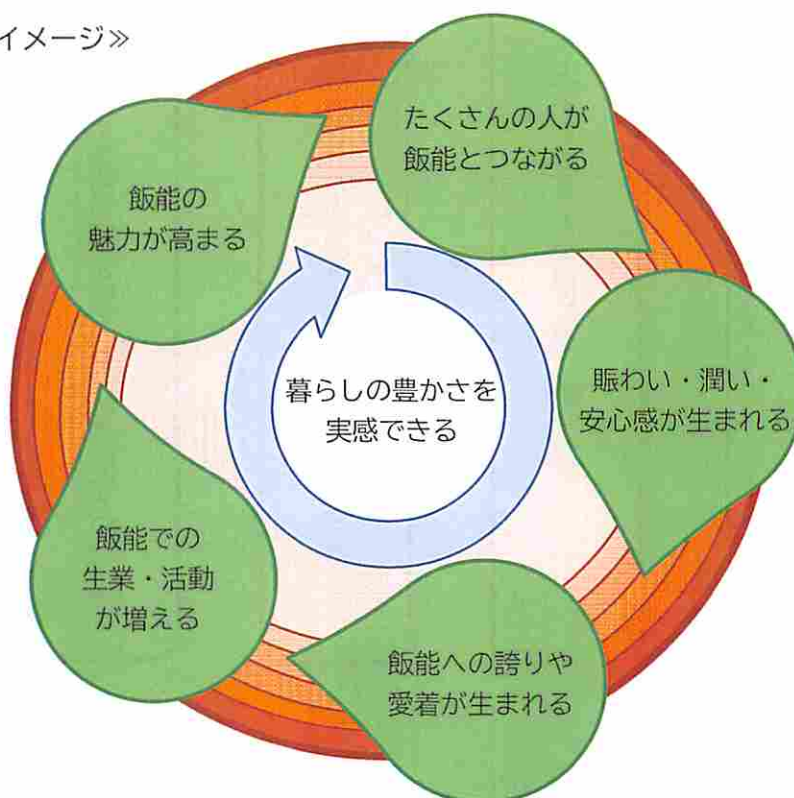
人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう
～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～

《将来都市像に込めた思い》

飯能市には、最大の魅力である身近な自然環境や、人々の地域に根差した暮らしや営みの中で育まれてきた多くの地域資源があります。飯能市に住む人、飯能市で働く人、飯能市を訪れる人、そして飯能市に興味や関心を持つ人がより一層増え、一人一人が魅力ある飯能市を舞台につながることで、人と自然との豊かな関係やまちの賑わい、支え合う地域社会が創出され、人々の暮らしに潤いと安心感がもたらされます。それらは人々に飯能市への誇りや愛着を芽生えさせ、「飯能市で暮らしたい」、「地域をよりよくしたい」という思いから新たな取組が生まれ、更に飯能市の魅力が高まっていきます。

このように、飯能市に関わる人々で生み出す好循環を未来に向けて大切に育み、あらゆる人が飯能市での暮らしの豊かさを実感できる、ずっと暮らしたいと思えるまちの実現を目指し、10年後の将来都市像を「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう ～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～」とします。

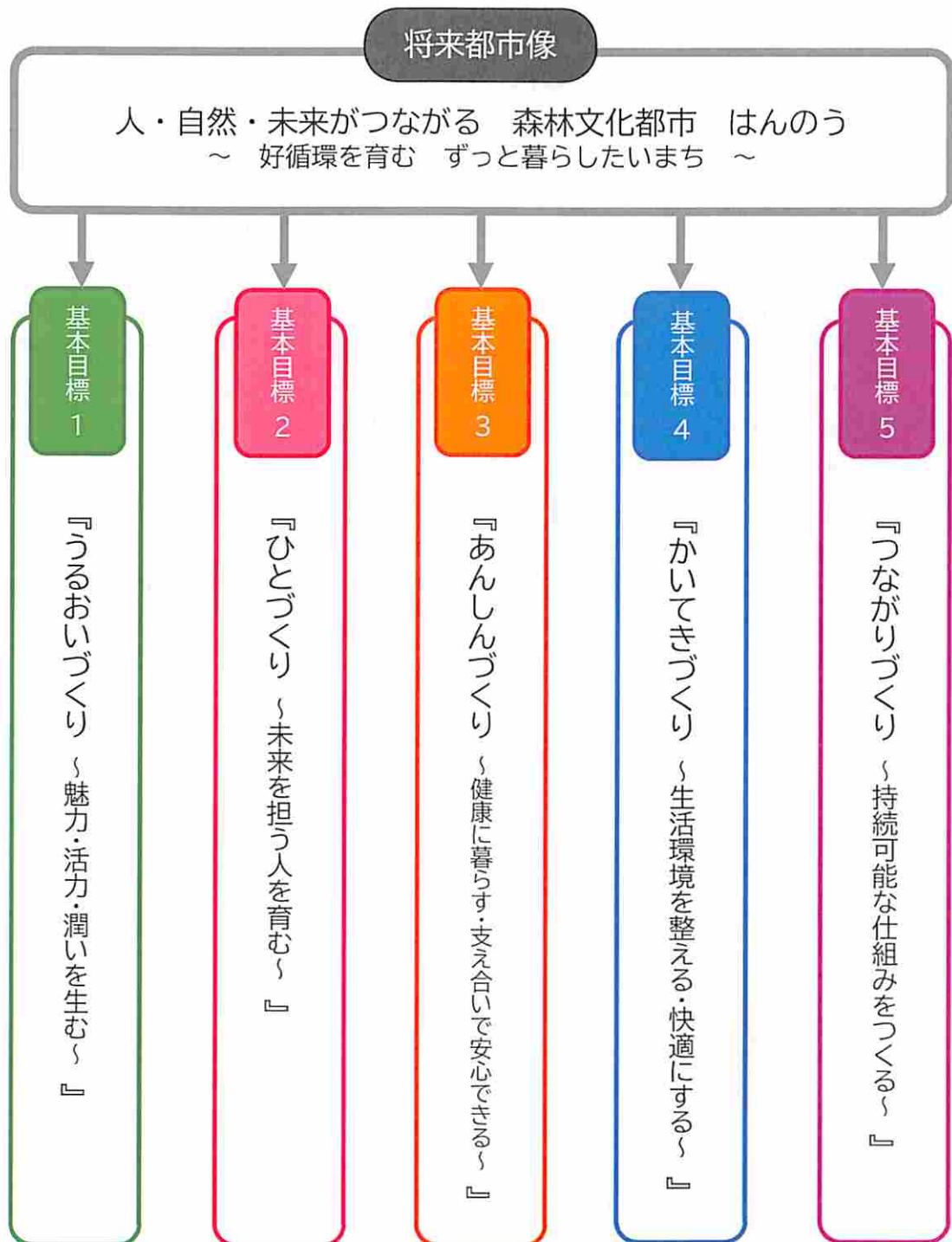
《好循環のイメージ》



第3章 施策の大綱

施策の大綱は、本市の将来都市像を実現するために取り組むべき施策の基本方針です。

将来都市像の実現に向け、次の5つのまちづくりの基本目標を柱に、各分野の施策を総合的・計画的に推進します。



《まちづくりの基本目標の基本的な考え方》

基本目標1 『うるおいづくり ～魅力・活力・潤いを生む～ 』

〔基本的な考え方〕

水と緑の恵まれた自然環境や歴史・文化、地域資源を最大限に生かし、多くの人を魅了する自然と共存・共生するまちづくりを進めるとともに、多様な産業や観光を創出・振興し、雇用や賑わい、潤いのあるまちを目指します。

基本目標2 『ひとづくり ～未来を担う人を育む～ 』

〔基本的な考え方〕

切れ目のない子育て支援や教育の充実、生涯にわたる活躍の機会の充実を図るとともに、こども・若者の成長を多くの人々が応援し、互いに育ちあえるまちを目指します。

基本目標3 『あんしんづくり ～健康に暮らす・支え合いで安心できる～ 』

〔基本的な考え方〕

日々の暮らしの中での健康づくりの取組の定着や福祉施策の充実、災害に強く、犯罪を生まない環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすことができるまちを目指します。

基本目標4 『かいてきづくり ～生活環境を整える・快適にする～ 』

〔基本的な考え方〕

環境に配慮した循環型社会の実現、インフラ整備や維持管理、地域の特性に応じた利便性の確保など、生活の質の向上を図り、誰もが生涯にわたって快適に暮らすことができるまちを目指します。

基本目標5 『つながりづくり ～持続可能な仕組みをつくる～ 』

〔基本的な考え方〕

お互いの理解や協働の意識を育み、多くの市民のまちづくりへの参画を推進します。また、多様な主体との様々な連携・協働の推進、デジタル技術の活用などの行財政改革により、持続可能なまちを目指します。

第4章 人口の将来展望

(1) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が令和2（2020）年の国勢調査に基づき算出した本市の将来推計人口は、本計画の最終年度となる令和17（2035）年に73,216人と推計されています。令和2（2020）年の人口80,361人から見た減少率は8.9%であり、日本全体の減少率7.5%よりも速いスピードで人口減少が進むことが予測されています。

(2) 人口施策の方向性

①人口減少のスピードを緩和させる

急激な人口減少は、労働力人口や消費者人口の減少に伴う市場や社会の急速な縮小、インフラや社会サービスの維持コストの増大などを引き起こし、住民の暮らしの質の低下や“選択の幅”が狭められます。

こうした問題認識から、本市では、これまで人口の減少基調を推計値より緩和させるべく様々な政策・施策を講じてきました。本計画でも引き続きその方向性を踏襲し、できる限り人口減少を緩やかにしていくため、地域資源を生かした賑わいの創出や子育て世代等の転入促進等、人口減少対策に取り組んでいきます。

②暮らしの質を高める

人口減少のスピードを緩和させたとしても、本市の人口減少率や日本全体の人口減少基調を踏まえると、本市の人口規模が現在よりも小さくなることは避けられません。

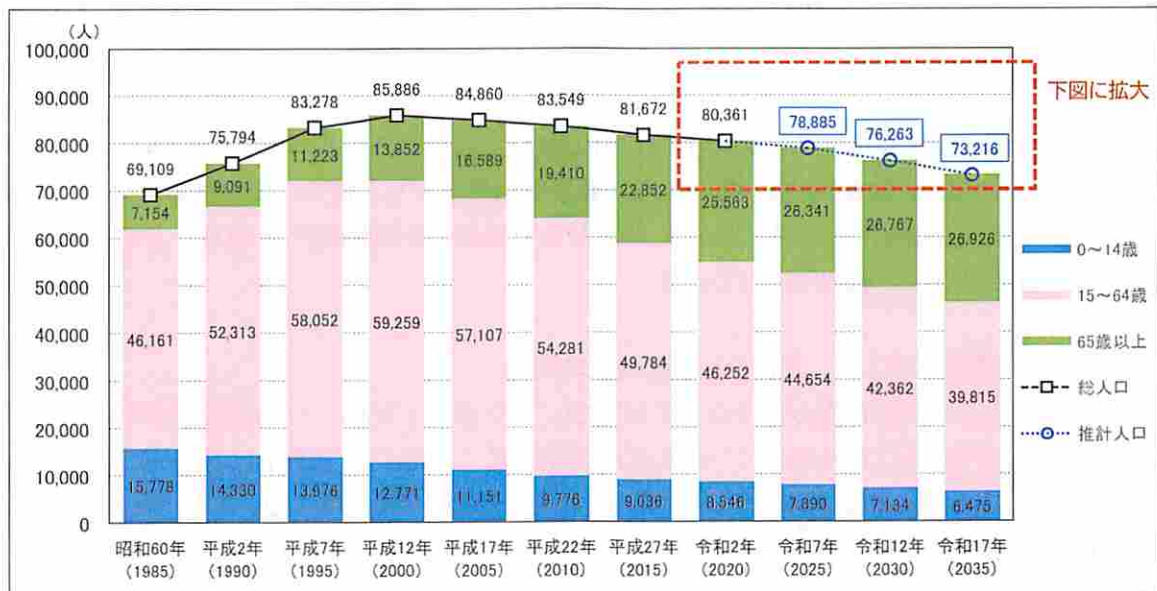
価値ある地域を維持し、持続可能な社会を築くために、様々な経済社会システムを人口動態に適合させ、人口が減少したとしても飯能市に暮らしている人の生活の質を高め、選択肢のある暮らしを提供し、誰もが飯能市に暮らしたい、暮らし続けたいと思えるまちづくりに取り組んでいきます。

①、②の取組をバランスよく進めていくことで、本市の令和2（2020）年からの減少率が8.9%から全国平均の7.5%まで引き下がることを見込み、本市の令和17（2035）年の人口を74,300人と想定します。

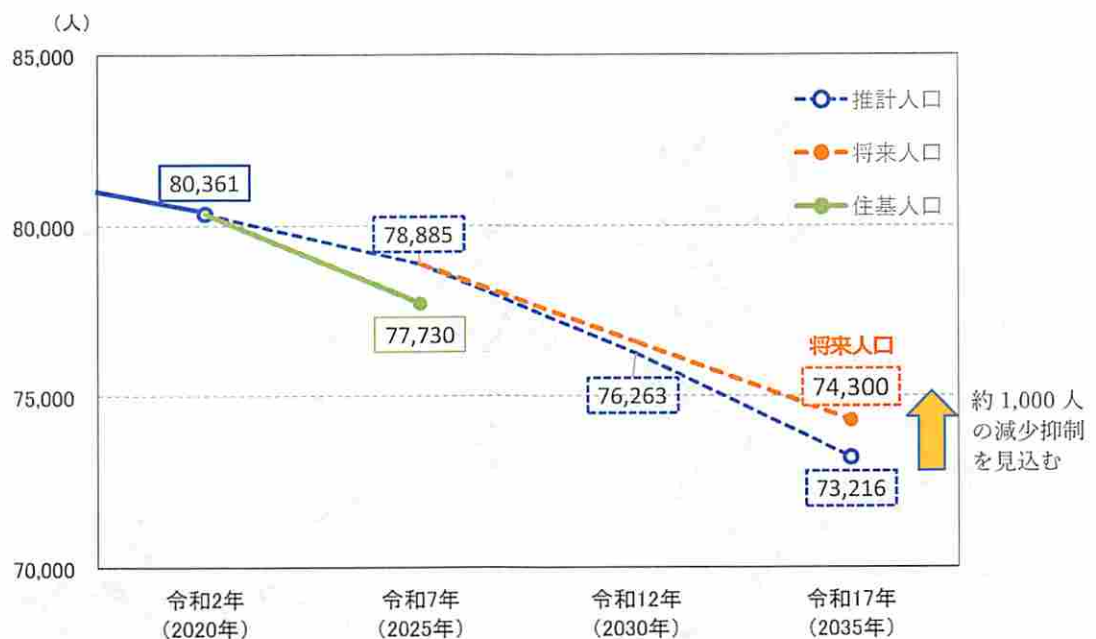
将来人口 74,300人

※この「将来人口」は、将来推計人口を基に、過去の本市の人口動態の実績を踏まえて想定した人口フレームであり、計画推進や施策実施の基準（目安）となるものです。

【人口の推移と推計】



【拡大図】



※実線は実績値、点線は推計値又は見込値

※令和2(2020)年の実績値は国勢調査に基づく人口、令和7(2025)年の住基人口は同年4月1日現在の住民基本台帳人口

資料: 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)

第5章 土地利用構想

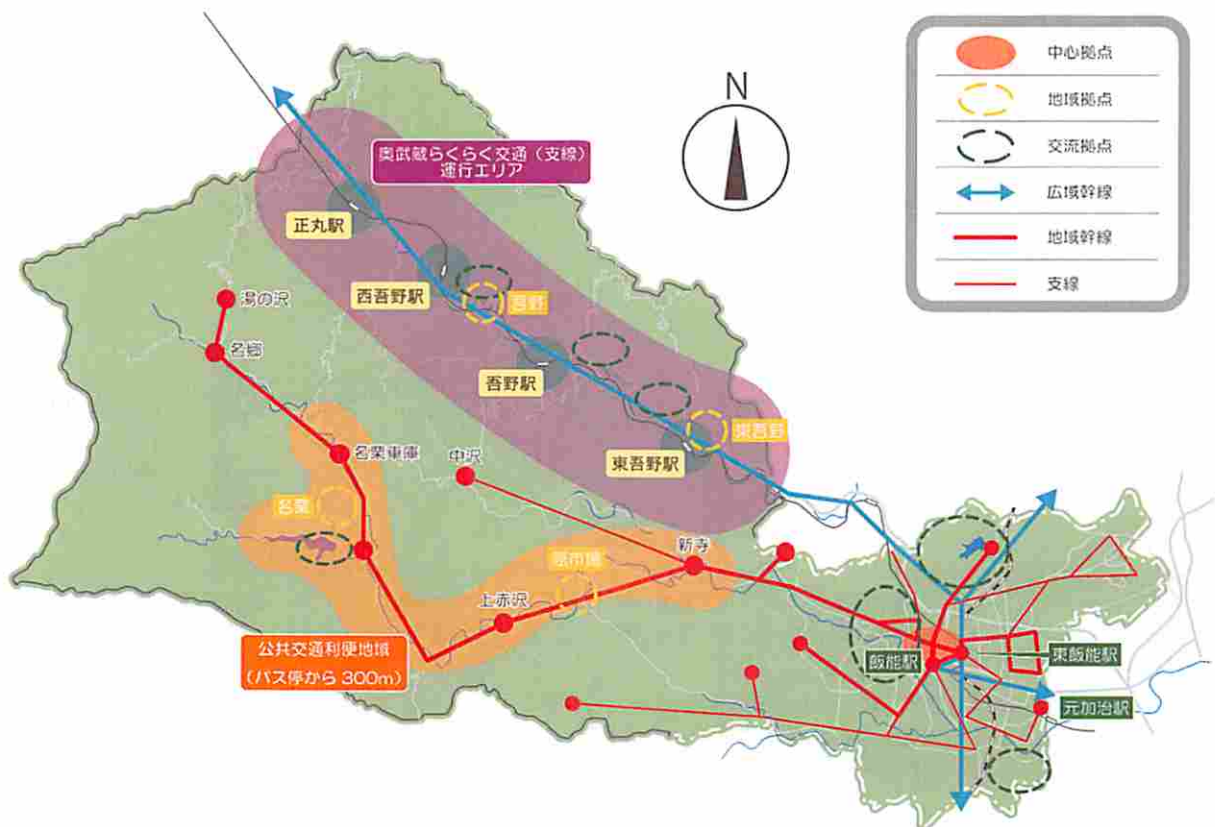
1 土地利用の基本方針

将来都市像を実現するための土地利用の在り方について、森林文化都市宣言の考えに基づき、本市のうるおいと恵みをもたらす豊かな自然を守り、将来につなげるため、人と自然と都市環境が調和したまちづくりにつながる効果的な土地利用を進めるとともに、次の基本方針に沿って土地利用を図ります。

(1) 地域の特性に応じた、利便性を高める土地利用

人口減少の中でも住み続けられるまちづくりを進めるため、今ある資源の有効活用や地域の特性や機能などを踏まえた拠点化を推進するとともに、交通ネットワークと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づく持続可能なまちづくりにつながる効果的な土地利用を進めていきます。

【コンパクト・プラス・ネットワークの概念図】



(2) 人の流れを生み出す、戦略的な土地利用

都市回廊空間の各拠点であるメッツァ・宮沢湖周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園周辺、飯能河原・天覧山周辺を軸に、市内全域の回遊性を高めるような土地利用に磨きをかけます。また、引き続き企業誘致や観光振興など、人の流れを活性化し、税収増や雇用につながる戦略的な土地利用を民間企業とも連携しながら進めていきます。

都市回廊空間と人の流れのイメージ



※「都市回廊空間」：市内の観光スポットなど交流拠点と市内回遊を連携させ、観光客等の交流動線を確保しようとする考え方。中心市街地を囲み、メッツァ・宮沢湖周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園周辺、飯能河原・天覧山周辺などが「回廊」のようなイメージでつながる交流空間を言う。

2 区分別の土地利用の方向

土地利用の基本方針を踏まえて、土地利用の方向を次のとおりゾーンごとに定めます。

(1)市街地ゾーン

安全・安心な生活環境の確保と環境に配慮した住宅地の整備を推進し、住み続けたい居住環境づくりを進めます。

商業地を含めたまちなかでは歴史・文化が感じられ、居心地が良く歩きたくなる環境の整備を推進し、市民や訪れる人が気軽に立ち寄り、集える、活力と賑わいのある空間づくりに向けた取組を進めます。

企業が立地している工業地については、工業地としての機能維持に努めます。

(2)農業ゾーン

農業の生産性の維持・向上に向けた農地の集積や集約化を促進するとともに、遊休農地の活用を図ります。また、雨水の貯水や景観の保全など、農地の多面的機能の維持を図ります。併せて、農業と調和した良好な居住環境の確保を図ります。

(3)丘陵ゾーン

身近な水辺空間や緑豊かな丘陵を市民や訪れる人の安らぎの場や自然・生物との触れ合いの場として活用を図るとともに、観光振興や景観・緑地の保全を進めます。併せて、なだらかな丘陵と調和した良好な居住環境の確保を図ります。

(4)森林ゾーン

森林整備を継続的に進め、森林の土砂災害防止機能や、水源涵養機能、二酸化炭素吸収機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持を図ります。また、木材資源の生産の場や森林に関する多様なサービスを提供する場として積極的に活用します。併せて、森林と調和した良好な居住環境の確保を図ります。

3 戦略的な土地利用の方向

市の活性化や人の流れを生み出す戦略的な土地利用を図るため、次のとおりエリアごとに定めます。

(1)産業誘導エリア

交通アクセスの優れた首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジ周辺エリアの企業立地を進めるとともに、新たな産業用地の確保に向けた検討を進めます。

(2)戦略的活性化エリア

地域の活性化や歴史・文化を生かした新たな魅力の創出に向けた戦略的な取組を進めます。

(3)都市回廊空間の拠点

メッツァ・宮沢湖周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園周辺、飯能河原・天覧山周辺を軸に、更に磨きをかけ、中心市街地や市内の他の観光スポットを回遊する人の流れを活性化します。

【土地利用構想図】

